

第7期 人吉市障がい福祉計画

第3期 人吉市障がい児福祉計画

誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合い、
自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし



熊本県人吉市

令和6年3月

第7期人吉市障がい福祉計画・第3期人吉市障がい児福祉計画

“誰もが互いに人格と個性を尊重し、
ともに支え合い、
自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし”



本市では、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合い、自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし」を計画の目指す姿として、障がい者施策の基本計画として「第2次人吉市障がい者計画」（令和2年度～令和8年度）を、障害福祉サービス等の見込量等に関する計画である「第6期人吉市障がい福祉計画・第2期人吉市障がい児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）をそれぞれ策定し、すべての市民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら暮らす「共生社会」の実現を目指して、障がい者施策及び障害福祉サービス等の充実に取り組んでいるところです。

近年の令和2年7月豪雨災害の発生や新型コロナウイルス感染症の流行は、障がい者の生活にも大きな影響を及ぼし、障がい者の日常生活を支える障害福祉サービス等についてもその必要性・重要性が改めて認識されました。

また、国は障がい者の更なる地域移行・地域定着や就労の推進に向けた基本指針を掲げており、本市においてもこの指針等に基づき、各種サービス等の充実を図る必要があります。

このたび、「第6期人吉市障がい福祉計画・第2期人吉市障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了するにあたり、これらの状況を踏まえ「第7期人吉市障がい福祉計画・第3期人吉市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

本計画は、これまでの障がい福祉計画の目指す姿を継承し、「誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合い、自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし」を目指す姿として掲げております。今後は本計画に基づき、成果目標の達成及びサービスの確保等に向けて取組を進めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、調査にご協力いただきました市内の障害福祉サービス事業所等の皆様、熱心にご審議いただきました人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の皆様、そして意見募集にご協力いただきました皆様に、心から感謝とお礼を申し上げます。

令和6年3月

熊本県人吉市長 松岡 隼人

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の法的根拠と性質	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画の対象者	5
5 計画の期間	5
6 計画策定の体制	6
第2章 人吉市の障がい者等の現状	7
1 人口等に関する状況	7
2 障がい者等の状況	8
3 障がい児の状況	13
4 事業所アンケート調査結果	14
第3章 計画の基本的な考え方	17
1 計画の目指す姿	17
2 基本理念	17
第4章 障害福祉サービス等の見込量と考え方	20
1 障がい福祉計画に係る成果目標	20
2 障害福祉サービスの見込量と確保方策	26
3 地域生活支援事業の見込量と確保方策	31
第5章 障害児通所支援事業等の見込量と考え方	37
1 障がい児福祉計画に係る成果目標・活動指標	37
2 障害児通所支援事業等の見込量と確保方策	38
第6章 計画の推進体制	40
1 計画の推進体制	40
2 計画の進捗管理	41
資料編	42
1 策定経過	42
2 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿	42
3 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会要項	43
4 意見公募（パブリックコメント）	45

※ 「障がい」の表記について

人吉市においては、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられる場合を除き、「障がい」と表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまで、我が国の障がい保健福祉施策は、障がいのある方が個人の尊厳にふさわしい日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して、制度を整備してきました。

国は、平成18年度に「障害者自立支援法」を施行し、市町村及び都道府県に対して障がい福祉計画の策定を義務づけ、その後平成28年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により、市町村及び都道府県に対して障がい児福祉計画の策定を義務づけ、それによりサービスの提供体制を計画的に整備することとしてきました。

また、令和5年3月には「障害者基本法」に基づき政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」を策定しました。計画では、新たにSDGsの考え等が盛り込まれ、目指す社会像の実現のために障がい者の自立及び社会参加の支援を総合的かつ計画的に推進するとしています。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けては、成果目標等に関する指針を示し、地域共生社会の実現のための障がい者の地域移行のより一層の推進などを求めています。

人吉市はこれまで、人吉市障がい福祉計画・障がい児福祉計画に基づき、サービスの計画的な提供に努めてきました。令和2年7月豪雨及び新型コロナウイルス感染症の流行等に見舞われた令和2年度に策定した直近の計画では、豪雨災害等によるサービスニーズの変化や感染防止対策等を行いながら計画の推進を行ってきました。

この度、第6期計画期間が終了するにあたり、国の指針等を踏まえ、人吉市の状況に即した適切な障害福祉サービス等の提供を行うため、「第7期人吉市障がい福祉計画・第3期人吉市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

2 計画の法的根拠と性質

本計画は、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

「市町村障害福祉計画」及び「市町村障害児福祉計画」は、障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、障がい者（児）の自立支援、生活支援の観点から障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業など各種サービス等の提供量・提供体制を定める計画です。

計画	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国の指針等	障害者基本計画（第 5 次）	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
内容	障がい者のための施策に関する基本的な計画	個別の障害福祉サービス等の提供量・提供体制を定める計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供量・提供体制などを定める計画
	○障がい者福祉施策全般	○障害福祉サービスの提供量 ○地域生活支援事業等の提供量 ○障害福祉計画の成果目標	○障害児通所支援等のサービスの提供量・提供体制 ○障害児福祉計画に関する成果目標

【策定の根拠法】

【障害者総合支援法】

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

【児童福祉法】

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

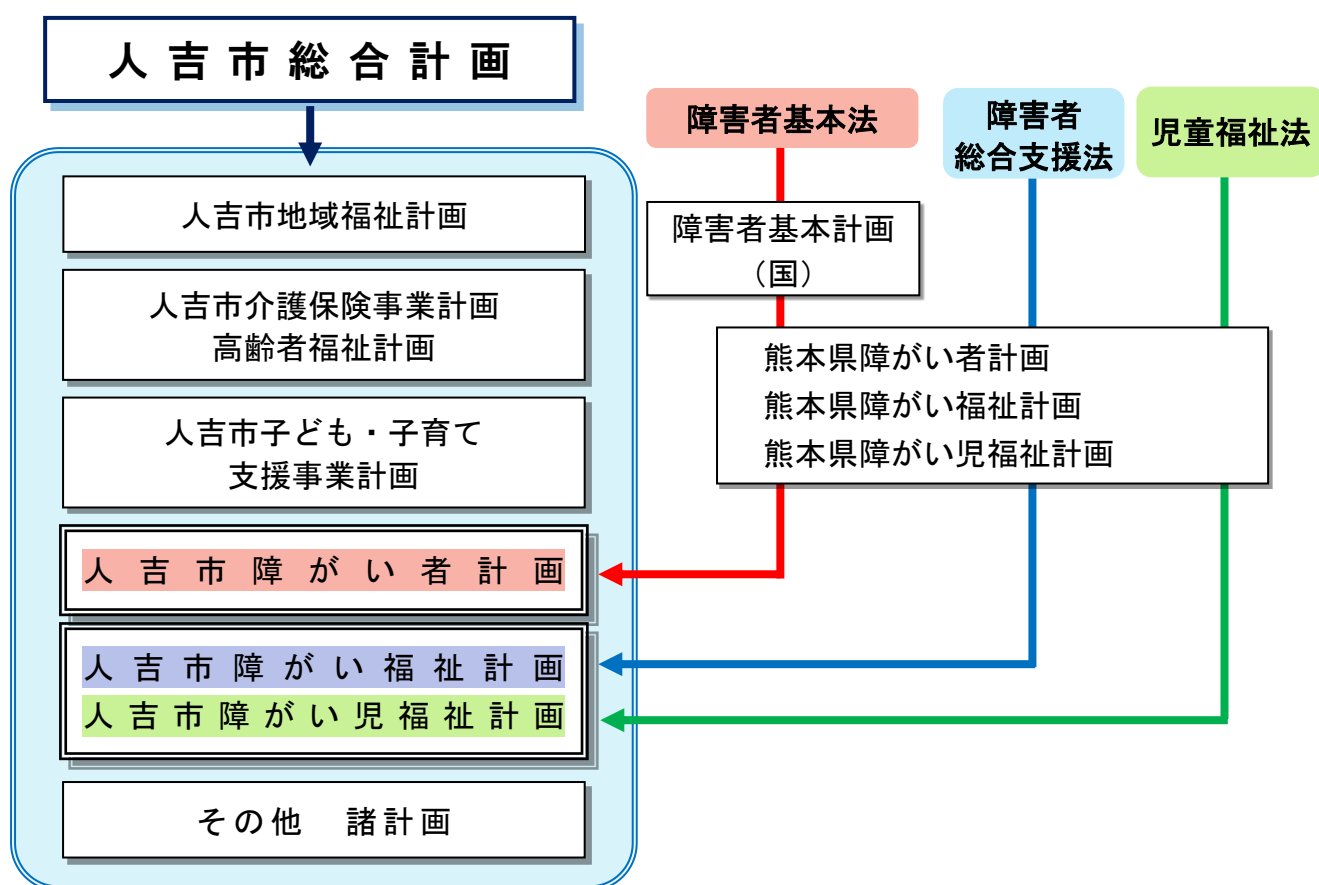
3 計画の位置づけ

(1) 上位計画及び関連計画

本計画は、人吉市の最上位計画である「人吉市総合計画」に基づき、その健康・福祉分野等の方針に基づき障害福祉サービス等の提供について定めるものです。

また、人吉市の障がい者施策の方向性を示した「第2次人吉市障がい者計画」（令和2年度～令和8年度）等をはじめとする福祉分野の諸計画やその他関連計画と連携・整合性を図り、策定を行います。

◆上位・関連計画、根拠法



(2) 人吉市障がい者計画

人吉市障がい者計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、「人吉市総合計画」及び「人吉市地域福祉計画」に掲げるまちづくりの基本目標の実現に向け、障がいのある方の施策の観点からその具体化を図る「個別計画」として位置づけられています。

現在は、令和2年度から令和8年度までの「第2次人吉市障がい者計画」の計画期間中であり、「誰もが互いに人格と個性を尊重し ともに支えあい 自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし」を目指す姿として、障がい者施策を推進しています。

第2次人吉市障がい者計画（令和2年度～令和8年度）の概要

めざす姿 **誰もが互いに人格と個性を尊重し ともに支えあい
自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし**

（第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画と共通）

基本目標 ○能力を最大限発揮し地域生活の確立
○自己選択・決定及び社会参画の推進
○ともに生きる地域社会の実現

■課題

- (1) 障がい理解のための教育・交流機会の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 就労支援の充実
- (4) 障がいの早期発見と療育サービスの適切な活用及び充実
- (5) 地域及び関係機関の連携強化

■施策

- | | |
|--------------------|----------------------|
| (1) 地域生活の支援 | (2) 保健・医療の充実 |
| (3) 療育・教育の充実 | (4) 文化・スポーツ・交流活動等の推進 |
| (5) 雇用・就労、経済的自立の支援 | (6) 情報の取得・利用の向上 |
| (7) 安全・安心な生活の支援 | (8) 生活環境の整備 |
| (9) 差別解消と権利擁護の推進 | |

4 計画の対象者

本計画の対象となる「障がい者等」については、障害者総合支援法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がいその他の心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を対象とします。

併せて、障がい特性等に対する地域全体の更なる理解の促進、家族支援、差別の解消など、市全体への働き掛けも含めた施策を推進します。

【障害者総合支援法】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

3 この法律において「保護者」とは、児童福祉法第六条に規定する保護者をいう。

4 この法律において「障害支援区分」とは、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分をいう。

5 計画の期間

「市町村障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、国の定める基本指針により、計画期間が3年間と定められていることから、「第7期人吉市障がい福祉計画・第3期人吉市障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

ただし、社会情勢の変化や計画期間中における取組の進捗状況に応じ、必要が生じた場合は柔軟に見直しを行います。

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		
障がい者計画	第2次（R2～R8）						第3次		

6 計画策定の体制

(1) 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会の開催

市町村障害福祉計画は、計画を定める際は協議会の意見を聴くよう努めなければならないことから、本市においては、障がい福祉に係る関係機関の代表者等で構成された「人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会」において、本計画の検討、審議を行います。

【障害者総合支援法】

第八十八条 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会（以下この項及び第八十九条第八項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(2) 事業者調査の実施

人吉市内の障害福祉サービス事業所等に対しアンケート調査を実施し、事業所運営及びサービス提供の実態・課題等を把握し、計画策定の基礎資料として活用しました。

調査対象	調査手法	回答率
人吉市内の障害福祉サービス事業所等 (同一住所で複数の事業所を運営している場合は 1件として計上)	郵送による 配付・回収	89.3% (25/28)

(3) パブリックコメントの実施

計画に対する住民等の意見反映の一環としてパブリックコメントを実施し、計画書素案に対する意見の聴取を行いました。

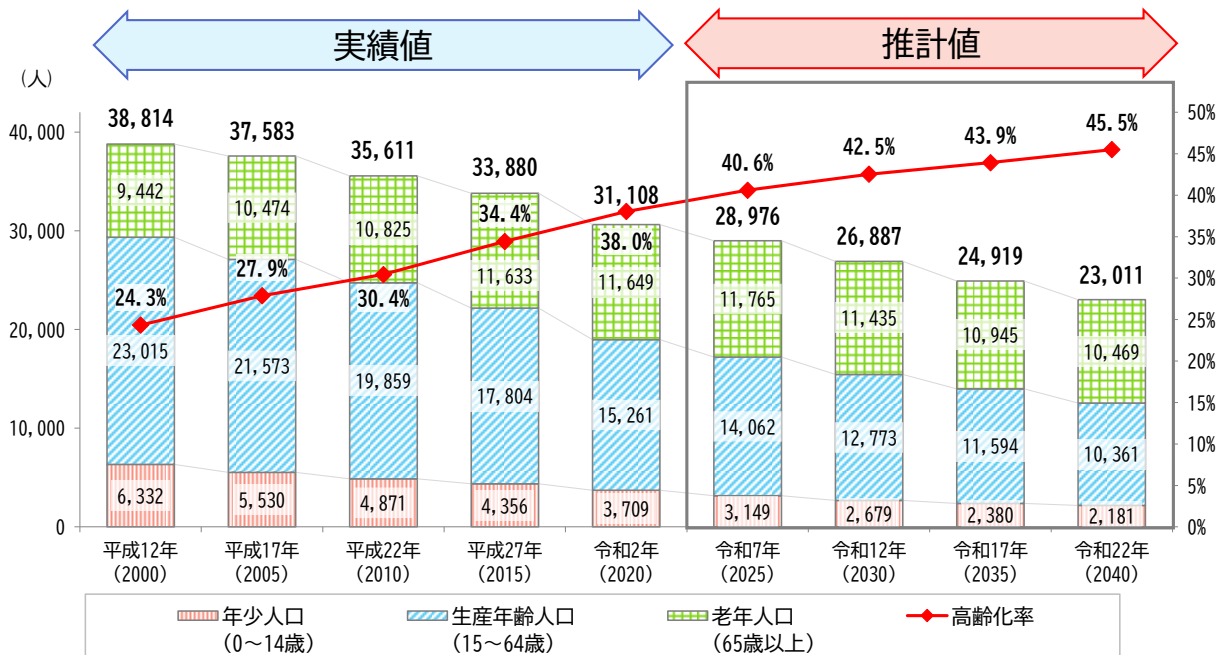
第2章 人吉市の障がい者等の現状

1 人口等に関する状況

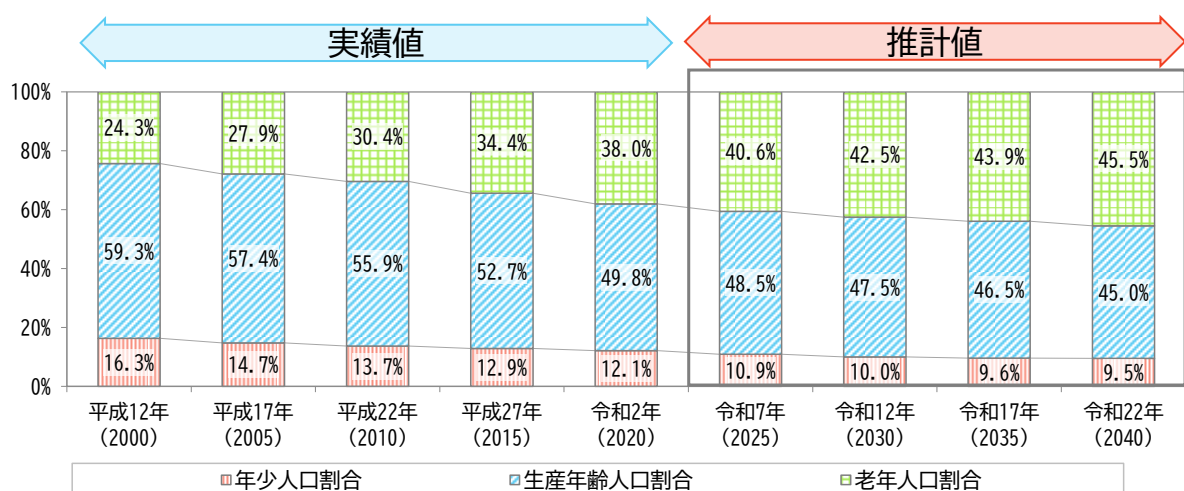
人吉市の人口は年々減少しており、令和2年は31,108人となっています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計によると、今後も人口は減少し、令和7年（2025年）には28,976人、令和22年（2040年）には23,011人になると予測されています。

■年齢3区分別人口の推移



■年齢3区分別人口割合の推移



資料：令和2年までは「国勢調査（10月1日現在）」総務省、令和7年以降は「将来推計人口（令和5年）」国立社会保障・人口問題研究所

2 障がい者等の状況

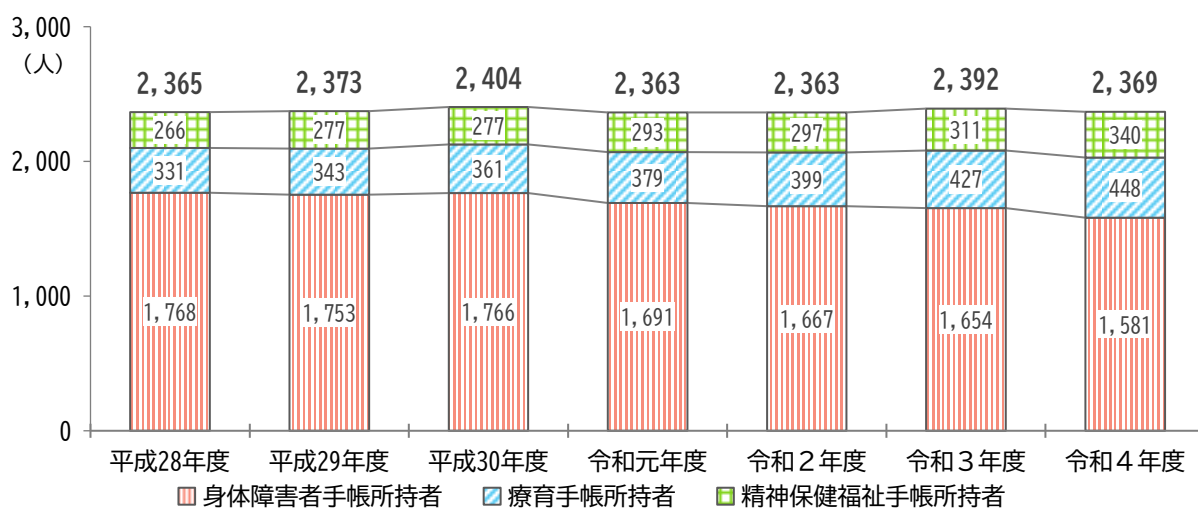
(1) 障がい者手帳所持者数の推移

①各手帳所持者数の推移

手帳所持者数合計は、2,300人～2,400人台で推移しています。

内訳をみると、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者と精神障害者保健手帳所持者は増加しています。特に療育手帳所持者は令和4年度現在で448人と平成28年度と比較して1.35倍となっています。

療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、障がいへの理解が進み、手帳を取得する人が増えたことが原因の1つであると考えられます。



		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
所持者数合計 (人)		2,365	2,373	2,404	2,363	2,363	2,392	2,369
身体障害者 手帳	所持者数(人)	1,768	1,753	1,766	1,691	1,667	1,654	1,581
	構成比 (%)	74.8%	73.9%	73.5%	71.6%	70.5%	69.1%	66.7%
療育手帳	所持者数(人)	331	343	361	379	399	427	448
	構成比 (%)	14.0%	14.5%	15.0%	16.0%	16.9%	17.9%	18.9%
精神障害者 保健福祉 手帳	所持者数(人)	266	277	277	293	297	311	340
	構成比 (%)	11.2%	11.7%	11.5%	12.4%	12.6%	13.0%	14.4%

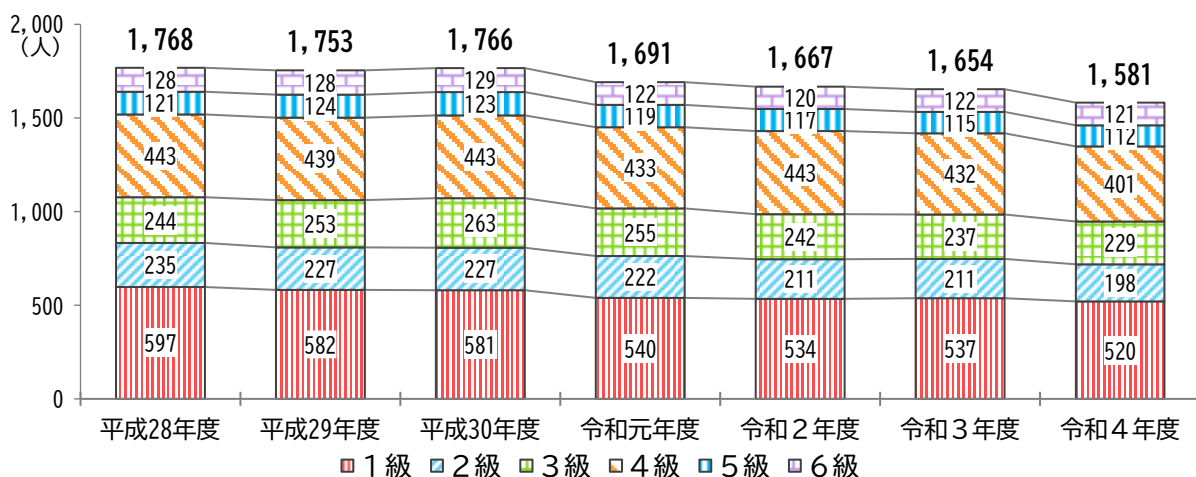
資料：福祉課（各年度末現在）

②身体障害者手帳所持者の状況

障害程度等級別でみると、1級から6級までの全ての区分で手帳所持者数が減少しています。

特に1級は平成28年度比で約13%減、2級は約16%減と、1級、2級の減少幅が大きくなっています。

年齢別でみると、18歳未満はやや増加傾向、18～64歳と65歳以上は減少傾向にあります。構成比では65歳以上が75.7%（令和4年度1,581人中1,197人）と多くを占めています。



		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
合計		1,768	1,753	1,766	1,691	1,667	1,654	1,581
障害程度等級別	1級	597	582	581	540	534	537	520
	2級	235	227	227	222	211	211	198
	3級	244	253	263	255	242	237	229
	4級	443	439	443	433	443	432	401
	5級	121	124	123	119	117	115	112
	6級	128	128	129	122	120	122	121
年齢別	18歳未満	17	15	19	19	22	20	20
	18～64歳	451	440	428	420	405	384	364
	65歳以上	1,300	1,298	1,319	1,252	1,240	1,250	1,197
障がい種別	視覚障がい	130	129	131	131	123	124	115
	聴覚・平衡機能障がい	123	121	122	117	116	115	108
	音声・言語・そしゃく機能障がい	18	19	22	20	19	16	16
	肢体不自由	923	906	903	868	849	843	803
	内部障がい	574	578	588	555	560	556	539

資料：福祉課（各年度末現在）

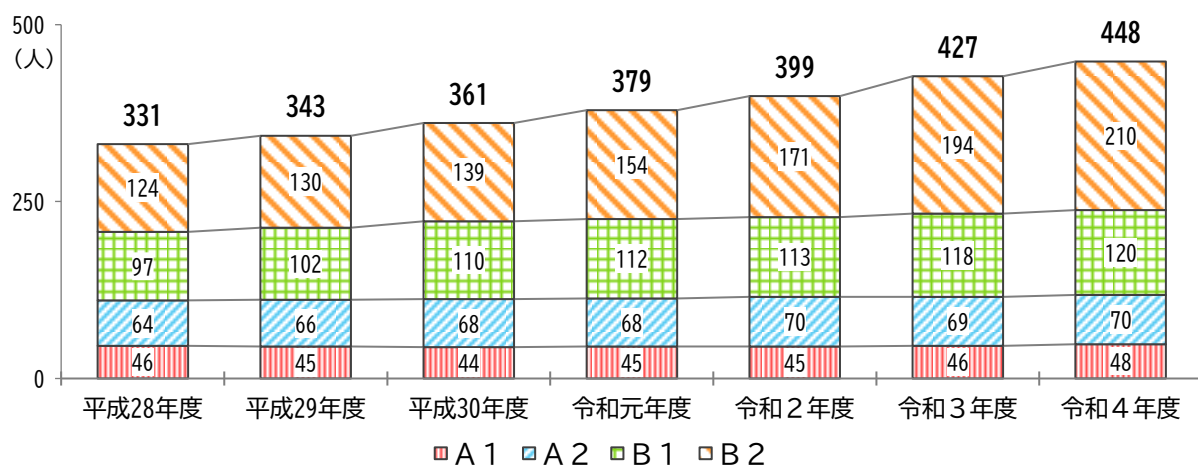
③療育手帳所持者の状況

障害程度別でみると、すべての区分で増加傾向にあります。特に、B 2 は平成 28 年度の 124 人から令和 4 年度の 210 人と平成 28 年度比で約 1.69 倍となっています。

年齢別でみると、特に 18 歳未満の層が増加しており、令和 4 年度は 122 人と平成 28 年度比で約 1.57 倍となっています。

知的障がいや療育への理解が進んだことで、これまで手帳を所持していなかった方も認定を受けて所持するようになったことが、「B 1（中度）」や、特に「B 2（軽度）」が増加している原因の 1 つであると考えられます。

18 歳未満の手帳所持者が増加していることから、療育手帳所持者が成人後も安定して地域生活を送れるよう、地域生活支援の充実や相談支援体制の強化等の取組は欠かせません。



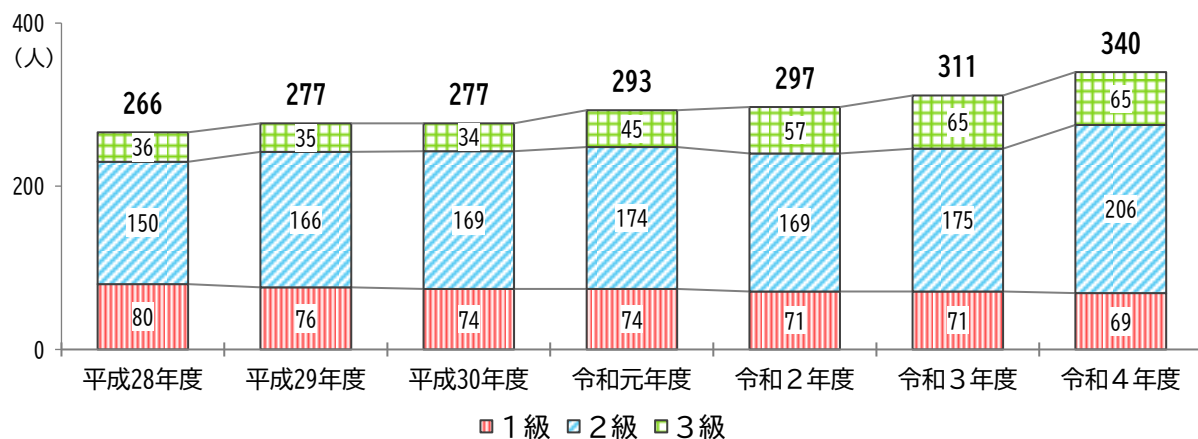
		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
合計		331	343	361	379	399	427	448
障害 程度 別	A 1	46	45	44	45	45	46	48
	A 2	64	66	68	68	70	69	70
	B 1	97	102	110	112	113	118	120
	B 2	124	130	139	154	171	194	210
年 齢 別	18 歳未満	78	79	90	97	107	115	122
	18～64 歳	213	223	231	237	244	260	272
	65 歳以上	40	41	40	45	48	52	54

資料：福祉課（各年度末現在）

④精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

障害等級別でみると、1級は減少、2級、3級は増加しています。

全体でみると、平成28年度の226人から令和4年度の340人と平成28年度比で約1.28倍となっています。



		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計		266	277	277	293	297	311	340
障害 等級 別	1級	80	76	74	74	71	71	69
	2級	150	166	169	174	169	175	206
	3級	36	35	34	45	57	65	65
年齢 別	18歳未満	2	2	3	2	8	8	10
	18～64歳	164	177	178	193	191	196	219
	65歳以上	100	98	96	98	98	107	111

資料：福祉課（各年度末現在）

⑤障害者自立支援医療（精神通院医療）受給者の状況

障害者自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、増加傾向にあり、令和4年度は721人と平成28年度比で約1.3倍となっています。

特に令和元年度以降、受給者が急増しています。様々なストレスの増加のほか、平均寿命が長くなったことでアルツハイマー病の発症が増えたことなども一因と考えられます。

	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
受給者（人）	552	574	588	626	713	676	721

資料：福祉課（各年度末現在）

⑥特定疾患医療受給者の状況

特定疾患医療の受給者は、280～330 人台で推移しています。

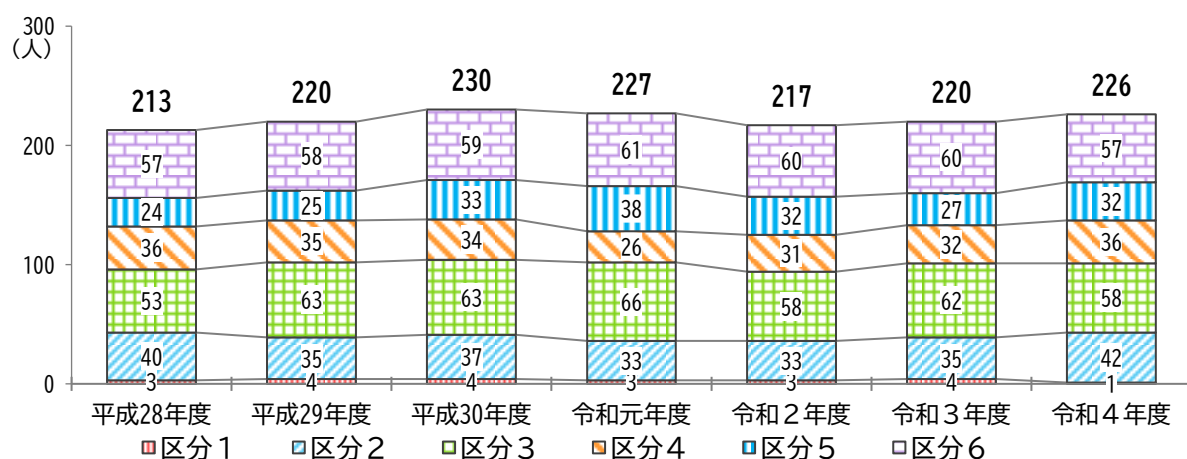
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
受給者（人）	318	284	290	293	334	307	326

資料：人吉保健所（各年度末現在）

⑦障害支援区分認定者の状況

障害支援区分（※）の認定者の推移をみると、210 人～230 人台で推移しています。

令和 4 年度における分布としては、高い順に「区分 3」25.7%、「区分 6」25.2%、「区分 2」18.6%、「区分 4」15.9%、「区分 5」14.2%、「区分 1」1%未満となります。



	低い						高い	合計
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6		
平成 28 年度	3	40	53	36	24	57		213
平成 29 年度	4	35	63	35	25	58		220
平成 30 年度	4	37	63	34	33	59		230
令和元年度	3	33	66	26	38	61		227
令和 2 年度	3	33	58	31	32	60		217
令和 3 年度	4	35	62	32	27	60		220
令和 4 年度	1	42	58	36	32	57		226

資料：福祉課（各年度末現在）

※障害支援区分…障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分（障害者総合支援法第四条第 4 項「定義」）。市町村は、障害支援区分の認定を要する支給申請があったときは、障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者からなる市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

3 障がい児の状況

(1) 保育所等の受け入れ状況

障害児保育事業等による保育所等の障がい児の受け入れ状況については、年々増加し、令和5年度は33人となっています。子ども本人への直接的な支援と保育士等に関わり方や活動の組み立てに関する助言を行うなどの間接的な支援を行う保育所等訪問支援等の障害児通所支援事業の提供体制の確保は、とても重要です。

■障害児保育事業及び軽度障害児保育事業の利用者数

		施設数	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等の受け入れ人数(人)		15 施設	23	27	33
内訳	保育所(人)	5 施設	15	9	15
	認定こども園(人)	10 施設	8	18	18

資料：福祉課児童福祉係（各年度4月1日現在）

(2) 特別支援学級の学級数・児童生徒数

小学生は、平成28年度の18クラス・65人から令和5年度の23クラス・130人と、5クラス・65人増加（2倍）しています。

中学生は、平成28年度の6クラス・19人から令和5年度の9クラス・55人と、3クラス・36人増加（2.89倍）しています。

小学生、中学生ともに特別支援学級を利用する児童生徒は増加しており、特に、情緒面の不安定さを抱えた児童生徒へのケアが課題となっています。

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	学級数	18	18	18	21	21	22	24	23
	人数(人)	65	66	72	83	92	110	109	130
中学生	学級数	6	8	8	7	7	8	9	9
	人数(人)	19	27	32	30	35	39	54	55

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

4 事業所アンケート調査結果

(1) 利用希望の状況

- 従来の利用者のサービス利用については、「かなり増えている」が1件、「増えている」が4件、「変わらない」が15件、「減っている」が2件、「かなり減っている」が1件となっています。
- 新規利用者のサービス利用希望については、「増えている」が7件、「変わらない」が11件、「減っている」が4件、「かなり減っている」が1件となっています。
- 従来の利用者、新規利用者の両方で、「かなり増えている」と「増えている」の合計割合が「減っている」と「かなり減っている」の合計割合を上回っています。
- サービス利用希望への対応については、「対応できている」が11件、「対応できていない（断っている）ことが時々ある」が12件、「対応できていないことが頻繁にある」が1件となっています。
- 対応できていない理由としては、「人員不足」が多くの事業所から挙げられたほか、「利用定員」や「障がいの程度やニーズに対応できない」といった回答がありました。

■サービス利用希望への対応

選択肢	回答数	＜単数回答＞
サンプル数	25	0 5 10 15 20 25
対応できている	11	 11件
対応できていない(断っている)ことが時々ある	12	 12件
対応できていないことが頻繁にある	1	 1件
無回答	1	 1件

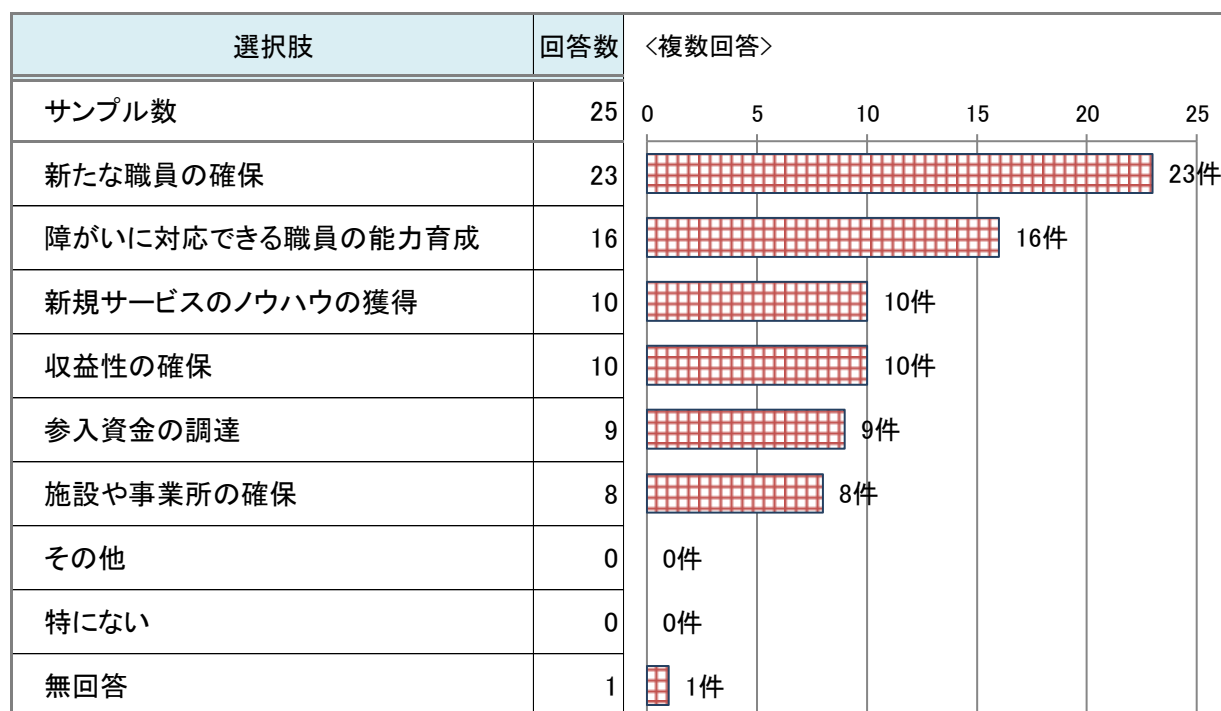
(2) 事業所運営の課題

- サービス提供上の課題としては、「量的に利用者の希望通りに提供できていない」が11件と最も多く、次いで「質的に利用者の希望通りに提供できていない」、「困難事例への対応が難しい」と「休日や夜間の対応が難しい」が6件となっています。
- 事業所運営上の課題としては、「職員の確保が難しい」が14件と最も多く、次いで「事務作業量が多い」が11件、「収益の確保が難しい」が8件となっています。また、職員に関するその他の課題としては、「職員の待遇改善ができない」について7件、「職員のスキル向上が難しい」について6件となっています。
- 事業継続計画（BCP）の策定状況については、「自然災害・感染症へ対応した計画がある」が9件、「自然災害へ対応した計画がある」が2件、「感染症へ対応した計画がある」が4件、「策定していない」が6件となっています。

○新規サービスへの参入を想定した場合に、参入上の課題となる点については、「新たな職員の確保」が23件と最も多く、次いで「障がいに対応できる職員の能力育成」が16件、「新規サービスのノウハウの獲得」と「収益性の確保」が10件となっています。職員の確保が9割超の事業所で、職員の能力育成が6割超の事業所で課題となっていることから、新規サービスの立ち上げにあたっては人材面が特に大きな課題となることがうかがえます。

なお、新たに創設されるサービスである「就労選択支援」の令和6～8年度期間中の開始意向については、「ある」が0件、「今後検討したい」が5件、「ない」が19件と、現時点で開始意向のある事業所は見られませんでした。

■新規サービスに参入する場合の課題となる事項



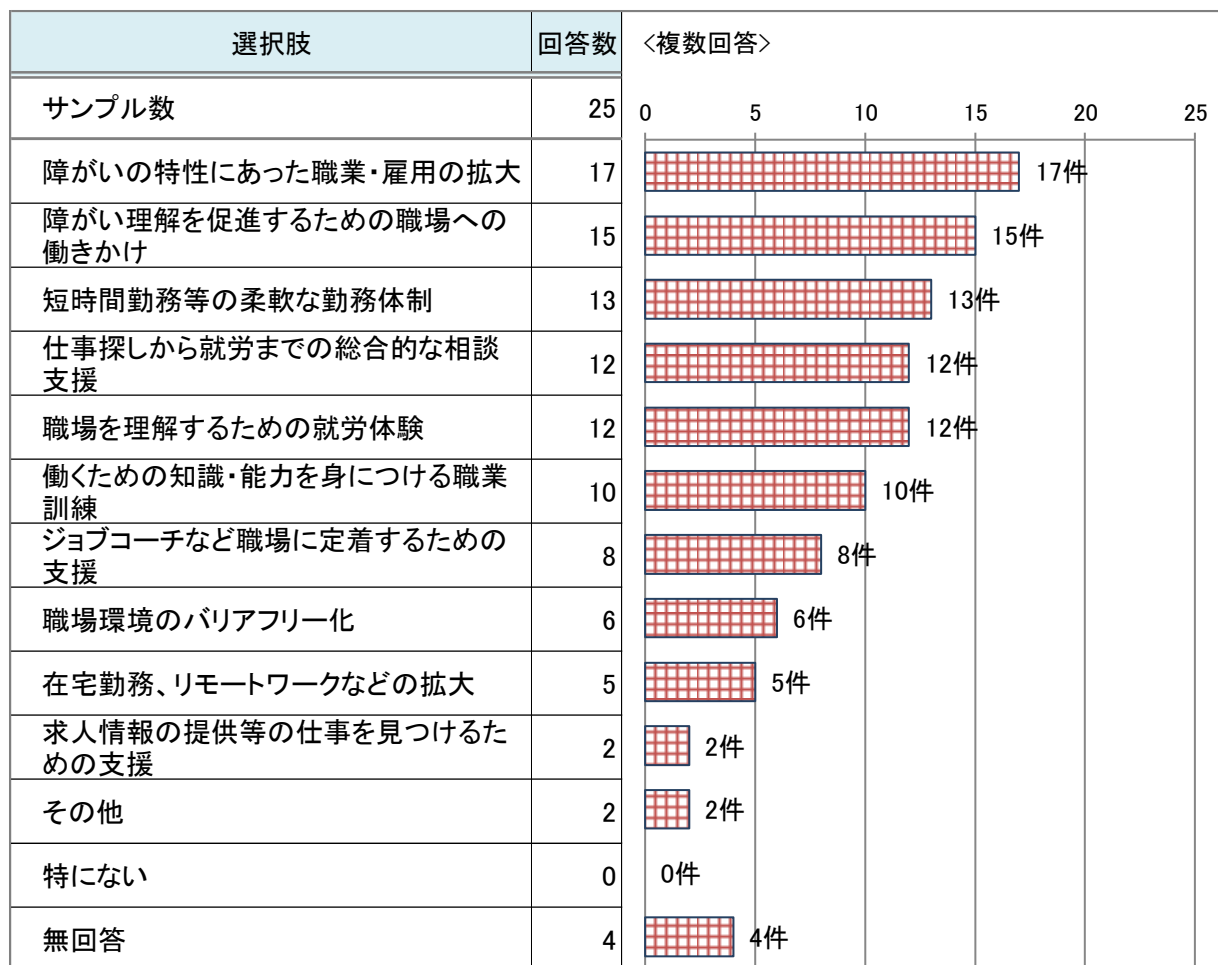
(3) 障がいのある方の就労について

○障がいのある人が働くために必要な支援としては、「障がいの特性にあった職業・雇用の拡大」が17件と最も多く、次いで「障がい理解を促進するための職場への働きかけ」が15件、「短時間勤務等の柔軟な勤務体制」が13件となっています。

○利用者やその家族から就労したい職種や分野のニーズについて聞いたことがあるかについては、「ものづくり分野」と「特になし」が8件と最も多く、次いで「事務などオフィスワーク分野」が6件となっています。

○利用者やその家族からテレワーク・在宅ワーク、IT分野等の就労に関する希望を聞いたことがあるかについては、自動車免許の取得や移動手段の確保が難しい方、引きこもりの方の保護者、障がい状態から就労環境に課題を抱える方からとして、4件の事業所から回答がありました。また、在宅ワーク等を希望するものの人吉球磨には該当する事業所がなく断念されたり、就労継続支援A型・B型で就労する方がいる、といった回答が得られました。

■障がいのある人が働くために必要な支援



（４）人吉市の障がい者福祉施策等について

○人吉市で、障がいのある人が地域に定着し社会参加していくために必要なこととしては、「障がいのある人自身の意欲」が13件と最も多く、次いで「住居・生活の場の確保」、「就労の促進」と「地域生活を支える福祉サービスの充実」が12件、「地域住民の理解の推進」が11件となっています。

障がいのある人自身の意欲に関しては、本人の希望や状況等に応じて、障がいのある人自身の意思決定を支援する取組が重要とも言えます。

○人吉市の障害福祉サービス等の充実に関する施策としては、「支援者の高齢化や亡き後への取組」が12件と最も多く、次いで「サービス事業所の人材確保支援」が11件、「通所系サービス・施設の整備」、「児童発達支援、療育体制の充実」と「障がい者自身の高齢化への取組」が10件となっています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の目指す姿

障害者総合支援法・児童福祉法の目的等及び国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示された基本的理念を踏まえ、共生社会の実現に向けて、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に掲げる本市の目指す姿を継承していくものとします。

目指す姿

**誰もが互いに人格と個性を尊重し、ともに支え合い、
自分らしく笑顔で暮らせるまち ひとよし**

2 基本理念

以下の7項目を基本理念として掲げます。

基本理念 1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けながら、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

基本理念 2 身近な実施主体と障がい種別によらない 一元的な障害福祉サービスの確保

障害福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者並びに難病患者等(障害者総合支援法に定める者)であって、18歳以上の者並びに障がい児とし、必要な障害福祉サービスを身近な地域で利用することが出来るよう、市内のサービス提供体制の充実に努めます。

また、市内で提供されていないサービスについては、近隣自治体との連携や県の支援により、必要なサービス確保に努めます。

なお、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、さらに、難病患者等についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し、障害福祉サービスの利用を促進します。

基本理念 3

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立を支援する観点から、入所等から地域生活への移行・継続、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、障がい者雇用に積極的な取組を行うハローワーク球磨との連携強化による雇用拡大、インフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進めます。

また、精神障がい者の地域生活移行を進めるにあたっては、精神科病院、事業者や行政等の関係機関のみならず、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組を推進することが必要となります。そのため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

基本理念 4

地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことが出来る地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、改正社会福祉法に基づく包括的な支援体制の構築・充実を推進します。

基本理念 5

障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、本人及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と地域支援体制の整備を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援体制の構築に努めます。

さらに、障がい児が支援を利用することにより、地域の保育、教育等を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、包容（インクルージョン）の考え方に基づいた地域社会への参加を推進します。

加えて、医療的ケア児など専門的な支援を要する者についても、各関連分野が共通の理解に基づき協働する支援体制を構築します。

基本理念 6 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着が重要になります。

そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報、職場環境の整備、事務負担の軽減や業務の効率化に関係機関が連携し取り組みます。

基本理念 7 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

特に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）並びに人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（令和五年四月一日施行）を踏まえ、関係者との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、当事者によるICT活用等の促進を図ります。

第4章 障害福祉サービス等の見込量と考え方

1 障がい福祉計画に係る成果目標

第7期障がい福祉計画では、国の基本指針及び県の方向性に基づき、成果目標及び活動指標の設定を行いました。

成果目標1 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

- 令和8年度末時点で、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

【市の成果目標】

	基準値	目標値
地域移行者数	令和4年度末施設入所者数 59人	令和8年度 地域移行者数 4人（6.8%移行）
施設入所者数		令和8年度 施設入所者数 56人（3人減 5.1%削減）

【成果目標の考え方】

○国の基本指針に基づき、地域移行者数、施設入所者数の目標を設定します。地域へ移行した障がい者が地域で安心して生活できるよう、居住環境の整備やサービスの提供体制の確保に努めます。

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となる。そのため、基本指針に基づき活動指標を明確にし、取組を積極的に推進することが必要である。

【市の活動指標】

項目	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
精神障がい者の地域移行支援（人）	1 人	1 人	1 人
精神障がい者の地域定着支援（人）	1 人	1 人	1 人
精神障がい者の共同生活援助（人）	24 人	27 人	29 人
精神障がい者の自立生活援助（人）	0 人	0 人	0 人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）（人） ※新規	1 人	1 人	1 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回）	3 回	3 回	3 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数（人）	28 人	28 人	28 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数（回）	1 回	1 回	1 回

【活動指標の考え方】

- 第 6 期計画期間中の地域移行支援、地域定着支援の利用実績はありませんが、精神障がい者の地域移行を推進する国の方針を踏まえ、地域移行支援等の利用を希望する精神障がい者が適切にサービスを利用できる体制を確保する観点から、各 1 人を計上します。
- 精神障がい者の共同生活援助利用者数については、現在の実績及び傾向を基に、指標を設定しました。
- 地域包括ケアシステムの構築に関して、人吉球磨圏域での『保健、医療・福祉関係者による協議の場』は、熊本県によって「人吉球磨地域精神保健福祉連絡会」が設置されています。
連絡会：年 1 回開催、作業部会：年数回開催
- 人吉市単独の『保健、医療・福祉関係者による協議の場』の設置については、今後の人吉球磨地域精神保健福祉連絡会の取組を踏まえて対応を検討します。

成果目標 3 地域生活支援の充実

国の基本指針
○令和 8 年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 ○令和 8 年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、各市町村又は圏域において支援二ーズを把握し、支援体制の整備を進める。 ※新規

【市の成果目標】

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	圏域にて 1 箇所整備（済）
地域生活支援拠点等の機能充実のための コーディネーターの配置	圏域にて配置
強度行動障がい有する者への支援体制の整備 ※新規	圏域にて整備

【成果目標の考え方】

○圏域で設置している地域生活支援拠点等について機能の充実を図るとともに、強度行動障がい有する者への支援体制についても、圏域で協議し整備の方針を検討します。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針	
○令和 8 年度の福祉施設から一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。	
○就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和 3 年度の一般就労の 1.31 倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを基本とする。	
○就労継続支援 A 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.29 倍以上、就労継続支援 B 型事業は、令和 3 年度の一般就労への移行実績の概ね 1.28 倍以上を目指すこととする。	
○就労定着支援事業の利用者数については、令和 3 年度の実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。	
○さらに、就労定着支援事業の就労定着率（過去 6 年間に於いて就労定着支援の利用を終了した者のうち、42 か月以上 78 か月未満の期間継続して就労している者・就労していた者の割合）については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 7 割以上の事業所を全体の 2 割 5 分以上とすることを基本とする。	

【市の成果目標】

項目		基準値	目標値
		令和 3 年度	令和 8 年度
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数（人）		2 人	4 人
内訳	①就労移行支援のみ（人）	0 人	1 人
	②就労継続支援 A 型のみ（人）	1 人	2 人
	③就労継続支援 B 型のみ（人）	1 人	1 人

項目	基準値	目標値
	令和３年度	令和８年度
一般就労移行率５割以上の就労移行支援事業所 ※新規	－	50%以上
就労定着支援事業の利用者数	0人	1人
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所	－	25%以上

【成果目標の考え方】

- 令和３年度の一般就労への移行者数実績及び就労促進の重要性を踏まえ、令和８年度の福祉施設から一般就労への移行者数を４人とします。内訳については、就労移行支援は令和３年度の移行実績は０人ですがサービスの重要性を踏まえ１人、就労継続支援Ａ型は令和３年度実績１人から増加し２人、就労継続支援Ｂ型についてはサービスの性質上一般就労が困難な方が多いことを踏まえ令和３年度実績を維持し１人とします。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所の割合は、国の基本指針に基づき５０%以上を目標とします。
- 就労定着支援事業の令和３年度利用実績は０人ですが、サービスの重要性を踏まえ１人を目標とし、就労定着率７割以上の就労定着支援事業所についても、令和８年度の就労定着支援事業所数の２５%以上を目標とします。
- アンケート調査結果から、障がいのある方の就労の推進には、障がいの特性にあった職業・雇用の拡大、職場の障がいに対する理解及び勤務体制における配慮が求められています。就労系サービスの確保とあわせて、多様な就労ニーズに対する支援及び働きやすい環境の整備を図ります。

成果目標５ 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針
○令和８年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。 ○協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。 ※新規

【市の成果目標】

項目	目標
基幹相談支援センターの設置	令和８年度末までに圏域にて設置
協議会で取組を行う体制確保	同上

【市の活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置の有無	無	無	有
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件）	—	—	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）	—	—	0件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）	—	—	0回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）※新規	—	—	0回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）※新規	—	—	1人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）※新規	12回	12回	12回
協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所）※新規	10箇所	10箇所	10箇所
協議会の専門部会の設置数（箇所）※新規	2箇所	2箇所	3箇所
協議会の専門部会の実施回数（回）※新規	6回	6回	7回

【成果目標の考え方】

○基幹相談支援センターを令和8年度末までに圏域で設置することを目指します。また、基幹相談支援センターによる各種取組の回数や主任相談支援専門員の配置数については、今後圏域で協議を行うこととします。

成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針

○令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

【市の活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人）	7人	7人	7人
障害者自立支援審査支払システムでの審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	有	有	有
（共有する体制が有の場合） それに基づく実施回数（回）	1回	1回	1回

【活動指標の考え方】

- 熊本県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に、担当職員は積極的に参加し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等の提供に努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システムの活用にあたっては、事業所の適正な運営に資するため人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営部会等と共有を図ります。

成果目標 7 発達障がい者等に対する支援

国の基本指針

- 現状のペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者（支援者）の見込みを設定する。
- 現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの見込みを設定する。
- 現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

【市の活動指標】

項目		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの開催回数（回）	ペアレントプログラム	6 回	6 回	6 回
	ペアレントトレーニング	0 回	0 回	6 回
ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回）		1 回	1 回	1 回

【活動指標の考え方】

- 圏域共同でペアレントプログラム等の支援プログラム等を適切に実施するとともに、その開催情報を発達障がい者の家族や保護者に対し提供し、希望者が利用できるよう努めます。

【ペアレントプログラム】

ペアレントトレーニングの前段階の基本プログラムとして位置づけられ、保護者が子どもの行動そのものをきちんと捉えられるようになることを目標とする。

【ペアレントトレーニング】

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指す。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、親が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達促進が期待される。

【ペアレントメンター】

自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいのある子どもを持つ親に対して、共感的な支援を行い、情報提供や体験談を話すことで、家族の立場からしかできない支援効果が期待される。

2 障害福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

①サービスの概要

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅で入浴や排せつ、食事等の介助や外出時の移動を補助します。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援をします。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で介護が必要な人に、行動するとき必要な介助や外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

②サービスの見込量と確保方策

種類	単位※	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間/月	1,082	921	813	1,340	1,340	1,340
	人/月	76	76	78	91	91	91
重度訪問介護	時間/月	0	0	0	220	220	220
	人/月	0	0	0	2	2	2
同行援護	時間/月	0	0	3	20	20	20
	人/月	0	0	1	2	2	2
行動援護	時間/月	0	0	0	160	160	160
	人/月	0	0	0	2	2	2
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※時間/月：1か月あたりの延べ利用時間（利用人数×1人当たりの利用時間として算出）

※人/月：1か月あたりの実利用人数（以下同）

【見込量と確保方策の考え方】

○居宅介護は、地域移行・定着を推進する国の方針等を踏まえ、第6期計画の提供体制を維持し、1か月当たり91人・1,340時間とします。

○重度訪問介護及び行動援護は、第6期計画期間における利用実績はありませんが、第6期計画に引き続き、1か月当たり2人を計上します。

○同行援護は、第6期計画期間における利用実績のない年度もありますが、令和5年度に利用実績があることから、今後利用相談等があった場合に適切に対応できるように1か月当たり2人・20時間とします。

○重度障害者等包括支援は、これまで利用実績がなく、利用相談もないことから0人としますが、障がい者が重度であっても居宅生活を希望する場合に必要な重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援といったサービスの利用者を含め、1か月当たり1,740時間のサービスを確保することとしました。

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため一定の支援が必要な人に、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設又は居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活などに関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営む上で、生活機能の維持・向上のため一定の支援が必要な人に、事業所、障害者支援施設又は居宅を訪問することによって、入浴、排せつおよび食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労選択支援 ※新設	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント手法（就労能力や適性を客観的に評価するとともに、本人の強みや課題を明らかにし、就労にあたって必要な支援や配慮を整理）を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。
就労継続支援 (A型)	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供（事業者と雇用契約を結び働く）や、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	一般企業等で働くことが困難な人に、働く場の提供、知識や能力向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するため、事業所等との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所 (福祉型)	自宅で介護を行う人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
短期入所 (医療型)	

②サービスの見込量と確保方策

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日/月	1,772	1,701	1,795	1,998	2,106	2,232
	人/月	105	102	104	111	117	124
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	0	0	0	20	20	20
	人/月	0	0	0	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	23	21	32	67	67	67
	人/月	1	1	2	3	3	3
就労選択支援 ※新設	人/月					0	1
就労移行支援	人日/月	106	93	116	140	140	140
	人/月	6	6	6	7	7	7
就労継続支援 (A型)	人日/月	1,316	1,402	1,473	1,540	1,620	1,700
	人/月	67	72	72	77	81	85
就労継続支援 (B型)	人日/月	2,035	2,065	2,150	2,261	2,356	2,451
	人/月	110	118	114	119	124	129
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
療養介護	人/月	6	6	6	6	6	6
短期入所 (福祉型)	人日/月	73	63	98	112	120	136
	人/月	8	10	14	14	15	17
短期入所 (医療型)	人日/月	6	9	11	15	15	15
	人/月	3	3	3	3	3	3

人日/月：1か月あたりの延べ利用日数（利用人数×1人当たりの利用日数として算出）

人/月：1か月あたりの実利用人数

（以下同）

【見込量と確保方策の考え方】

- 生活介護は、国の示す推計方法(※1)に基づき、第5期～第6期の実績に基づき利用者数を計上し、支給日数は令和5年度の利用実績から1人当たり18日とします。利用増を見込んでいることから、事業所等と連携し提供体制の確保と円滑なサービスの提供に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）は、圏域内に実施事業所はなく、圏域外の事業所利用を含めて支給決定はありません。利用相談があった場合を想定し1人を計上します。
- 自立訓練（生活訓練）は、支給決定等の状況を踏まえ3人を計上し、支給日数は、過去の支給実績から1人当たり22.3日とします。
- 就労選択支援は、新たに創設されるサービスです。国の就労を推進する方針等を踏まえ最終年度に1人を計上します。就労を希望する障がい者等のニーズが多様化する中で、本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援が提供できるよう実施事業所の確保を図ります。

※1 国の示す推計方法：「障害福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル」17ページにおいて示されている実績値に基づくサービス見込量の推計方法。

- 就労移行支援は、第6期実績の6人に加え、就労を推進する国の方針等を踏まえ7人を計上します。支給日数は、令和5年度の利用実績から1人当たり20日とします。
- 就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）は、就労等に関するニーズや、就労を推進する国の方針等を踏まえ見込量を算出しました。市内事業所及び近隣町村と連携し提供体制の確保を行い、障がい者の希望や能力に沿った就労の実現に努めます。
- 就労定着支援は、圏域内に実施事業所はなく、圏域外の事業所利用を含めて、これまで支給決定はありません。国の就労を推進する方針等を踏まえ1人を計上します。
- 療養介護については、現在の利用者をもとに6人とします。
- 短期入所（福祉型）は、国の示す推計方法に基づき見込量を算出しました。利用の増加が見込まれることから、安定してサービスを提供できるよう提供体制の維持・確保に努めます。
- 短期入所（医療型）は、第6期実績及び事業所の提供体制から1か月当たり3人・延べ利用日数15日とします。

（3）居住系サービス

①サービスの概要

サービス名	サービス内容
自立生活援助	地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む障がい者に対して、住居における相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等の支援を行います。

②サービスの見込量と確保方策

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	1
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	58	65	74	80	87	94
共同生活援助 利用者数のうち 重度障がい者※新規	人/月	7	8	7	8	8	9
施設入所支援	人/月	62	59	59	58	57	56

【見込量と確保方策の考え方】

- 自立生活援助については、圏域内に実施事業所はなく、圏域外の事業所利用を含めて、これまで支給決定はありません。国の示す「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」の方針を踏まえ、最終年度に1人とし、実施事業所の確保等を図ります。

- 共同生活援助(グループホーム)及び共同生活援助利用者数のうち強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者、医療的ケアを必要とする者等の重度障がい者は、国の示す推計方法に基づき見込量を算出しました。
- アンケート調査結果から、障がい者の地域生活のために住居・生活の場の確保が特に求められています。共同生活援助(グループホーム)及び日中活動系サービスの利用が増加していることや、障がい者等の地域移行・定着を推進する国の方針等を踏まえ、圏域内の町村とも連携し、提供体制の確保に努めます。
- 施設入所者支援は、現在利用者は減少傾向にあります。国の示す成果目標に基づき、最終年度を56人(令和4年度59人から5.1%減)とします。

(4) 相談支援

①サービスの概要

サービス名	サービス内容
計画相談支援	■サービス利用支援 障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 ■継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。
地域移行支援	住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談やその他の必要な支援を行います。
地域定着支援	地域生活を営む利用者との常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等が起こった場合に適切な相談やその他の必要な支援を行います。

②サービスの見込量と確保方策

種類		第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	79	85	93	100	107	114
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	2	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	2	2

【見込量と確保方策の考え方】

- 計画相談支援は、国の示す推計方法に基づき見込量を算出しました。障害福祉サービス全般のニーズが増加していることを踏まえ、円滑な計画相談支援の実施とサービス利用につなげられるよう、提供体制の確保に努めます。
- 地域移行支援及び地域定着支援は、利用実績はありませんが、地域移行・定着を推進する国の方針等を踏まえ、ニーズの掘り起こし及び提供体制の確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と確保方策

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施し、障がい者等の福祉の増進を図るとともに、すべての人が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

地域生活支援事業は、必ず実施しなければならない必須事業と、市町村の判断によって実施する任意事業によって構成されます。

本市が実施する地域生活支援事業は、以下のとおりです。

名称	実施事業
必須事業	(1) 理解促進研修・啓発事業
	(2) 自発的活動支援事業
	(3) 相談支援事業
	(4) 意思疎通支援事業
	(5) 日常生活用具給付等事業
	(6) 移動支援事業
	(7) 地域活動支援センター事業
	(8) 成年後見制度利用支援事業
	(9) 成年後見制度法人後見支援事業
	(10) 手話奉仕員養成研修事業
任意事業	(1) 日中一時支援事業

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

○障がい者等が日常生活及び社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を無くすため、地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるための研修や啓発活動を行います。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

②自発的活動支援事業

○障がい者等が自立した日常生活・社会生活を営むことができるように、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

③相談支援事業

○障がい者等に係るサービスの利用調整及び日常生活上の相談など一般的な相談支援を実施します。また、障害者手帳の所持の有無にかかわらず、障がい者等の相談に応じ、必要な情報提供や助言等の支援を行うとともに、虐待の防止や障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。

○身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がい種別ごとに、相談支援専門員を有する指定相談支援事業所3箇所にて委託して圏域共同で実施します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
① 相談支援事業所 けやき 主たる障がい：身体 ② 相談支援センター うぐいす 主たる障がい：知的 ③ 地域生活支援センター 翠 主たる障がい：精神							

④意思疎通支援事業

- 聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者等を派遣するなどし、意思疎通の円滑化を図ります。
- 令和5年4月に施行された人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例に基づき、意思疎通に支援を必要とする人が障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるように、利用ニーズの掘り起こしと提供量の拡充に努めます。
- 手話通訳者等を配置又は育成している事業所に委託して実施します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援事業)	件/年	128	99	111	120	130	140

⑤日常生活用具給付等事業

- 障がい者等に日常生活上の便宜を図るために必要な日常生活用具を給付又は貸与します。
- 障がいの特性に合わせて、国の定める6種類に分類されます。日常生活品として一般に普及していない用具を対象とします。
- 日常生活の質の向上のために、当該用具を必要とする人に対し、障がいの特性に応じた適切な給付が行えるように努めます。
- 日常生活用具の販売業者に委託して実施します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	4	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	1	4	8	8	8	8
在宅療養等支援用具	件/年	0	6	7	7	7	7
情報・意思疎通支援用具	件/年	10	6	12	12	12	12
排泄管理支援用具	件/年	237	234	246	300	300	300
居住生活動作補助用具(住宅改修費)	件/年	0	0	3	2	2	2

⑥移動支援事業

- 屋外での移動が困難な障がい者等に対し、外出の際の移動の支援を行います。
- 障がい者の地域移行・定着を推進する国の方針等を踏まえ、増加傾向で見込んでいます。
- 指定居宅介護事業所等に委託して実施します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	件/月	21	18	18	20	22	24
	時間/月	46	42	44	50	55	60

⑦地域活動支援センター事業

- 障がい者等が通所し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターを設置し、地域生活を支援します。
- 地域活動支援センターⅠ型（1箇所）について、適切な事業運営ができる法人に委託して圏域共同で実施します。今後も地域活動支援センターの機能強化と利用ニーズの掘り起こしを図り、障がい者等の日中活動の場の提供に努めます。

■事業形態

Ⅰ型	精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化を図るほか、地域住民ボランティア育成、障がい者に対する理解促進を図るための普及啓発を行います。
Ⅱ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。
Ⅲ型	生産活動の機会の提供のほか、簡単な相談支援を行います。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	1	1	1	1
	人日/月	131	150	178	180	182	184

⑧成年後見制度利用支援事業

- 障害福祉サービスを利用する上で成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用に必要な費用の全て又は一部を助成することで、障がい者の権利擁護を図ります。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	件/年	3	3	3	4	4	4

⑨成年後見制度法人後見支援事業

- 成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
- 人吉球磨成年後見センターへ委託して事業を実施します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 法人後見支援事業	件/年	1	1	1	1	1	1

⑩手話奉仕員養成研修事業

- 聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
- 平成25年度の事業開始以降、手話奉仕員養成研修において令和4年度までに61人を養成しています。今後も事業の継続により手話奉仕員の養成を図ります。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員 養成研修事業	人/年	9	7	10	11	11	12

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

- 障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とし、障がい者等の日中における活動の場の提供と見守り等を行う事業です。
- 指定短期入所事業所及びその他適切にサービスを提供できる法人等に委託し実施します。

種類	単位	第6期実績			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	箇所	8	8	8	10	10	10
	人日/月	45	43	45	50	50	50

②その他の事業

- その他必要な事業について、障がい者等のニーズを勘案しながら、適宜検討を行い、必要な事業の実施に努めます。

【参考】巡回支援専門員整備事業について

地域生活支援事業の一つとして定められていた「巡回支援専門員整備事業」については、令和5年度に子ども家庭庁へ移管され、「地域障害児支援体制強化事業」として再編・統合されました。

移管後も事業は継続実施しており、人吉市保健センターに配置した巡回支援専門員が市内の保育所・認定こども園・幼稚園を巡回し、各園の保育士等や、保護者に対し、障がい気になる子どもへの親子教室の実施など、障がいの早期発見・早期対応のために必要な助言等の支援を引き続き行うこととします。

地域障害児支援体制強化事業

令和5年度当初予算 <児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金（仮称）> 208億円の内数（202億円の内数） ※ ①内は前年度当初予算額
（現行の地域生活支援事業の「児童発達支援センターの機能強化」と「巡回支援専門員整備」を再編・統合）

1 事業の目的

令和4年6月に成立した改正児童福祉法の施行（令和6年4月）に向けて、児童発達支援センターが中核的な役割を果たせるよう、機能の強化を行うとともに、地域全体で障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

2 事業の概要

① 児童発達支援センターの機能強化等

児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業
- ・障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

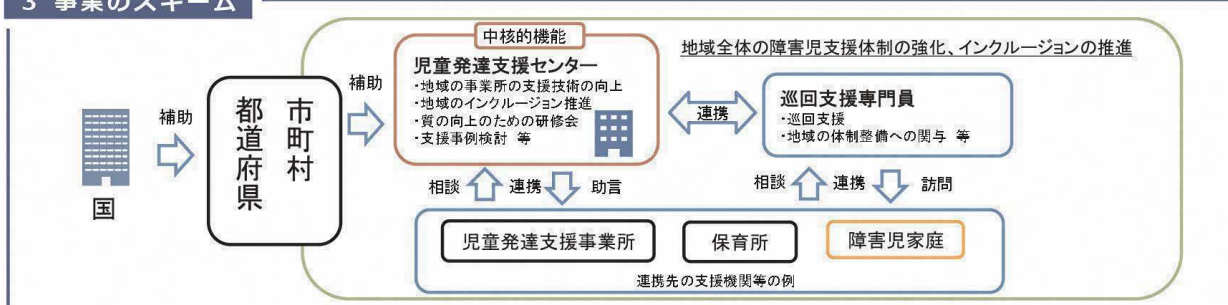
② 巡回支援専門員整備

保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

- ・巡回等の活動計画の作成
- ・巡回等支援
- ・戸別訪問等
- ・関係機関との連携
- ・地域の体制整備への関与
- ・専門性の確保

※施行は令和6年4月であるが、これらの機能発揮のためには地域との関係性の構築など準備期間を要することから、令和5年度より、既存事業を再編・統合し、できる限り児童発達支援センターの機能強化へ財源を集約。
※なお、本事業はこれらの機能発揮のために必要となる人材等のうち個別給付の対象とならない範囲をカバー。

3 事業のスキーム



4 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4 又は、国 1/2、都道府県 1/2

資料：子ども家庭庁

第5章 障害児通所支援事業等の見込量と考え方

1 障がい児福祉計画に係る成果目標・活動指標

国の基本指針	
○令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障がい福祉主幹部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。	
○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。	
○令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。	
○令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。	

【市の成果目標】

項目	目標
児童発達支援センターの整備	圏域にて1箇所整備（済）
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	圏域にて体制を構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域にて1箇所確保（済）
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域にて1箇所確保（済）
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域にて1箇所設置
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	1人 (令和8年度末までに圏域で1人確保することを基本とし、圏域で協議を行う。)

【市の活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援センターの整備	有	有	有
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	有	有	有
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	有	有	有
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	有	有	有
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	有	有	有
医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置	0人	0人	1人

【成果目標の考え方】

- 児童発達支援センターについては、「児童発達支援センタースイスイなかま」があります。
- 児童発達支援センターや保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所として、「障がい者支援施設けやき」があります。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、人吉球磨障がい者総合支援協議会に部会を設置しています。
- 医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置については、令和8年度末までに圏域で1人確保することを目標として、今後、圏域で協議を行います。
- 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制に関連して、療育相談員（※）の設置事業を継続し、身近な地域で相談、療育指導等が受けられる療育支援体制の充実を図ります。

※療育相談員…委託により圏域共同で実施している人吉球磨圏域地域療育センター事業（令和5年度現在の事業名称）に位置付けられ、在宅障がい児等に対し療育に関する相談支援、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行い、圏域のネットワーク構築の中核を担う。

2 障害児通所支援事業等の見込量と確保方策

（1）障害児通所支援事業の概要

サービス名	サービス内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。
放課後等 デイサービス	授業の終了後又は休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。

サービス名	サービス内容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	■ 障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ■ 継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

（２）障害児通所給付等の見込量と確保方策

種類	単位	第 6 期実績			第 7 期見込量		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
児童発達支援	人日/月	243	187	180	276	316	316
	人/月	67	62	59	69	79	79
放課後等 デイサービス	人日/月	653	486	558	605	640	670
	人/月	111	106	114	121	128	134
保育所等 訪問支援	人日/月	2	1	1	1	1	1
	人/月	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児 相談支援	人/月	53	57	70	75	80	85

人日/月：1 か月あたりの延べ利用日数（利用人数×1 人当たりの利用日数として算出）

人/月：1 か月あたりの実利用人数

【見込量と確保方策の考え方】

- 児童発達支援は、第 6 期計画期間は支給決定者数の減により、利用実績は減少傾向で推移していますが、療育に関するニーズは高く、新規事業所開設の意向もあることから利用増を見込んでいます。円滑なサービスの提供と療育の質の向上を図ります。
- 放課後等デイサービスは、利用実績は増加傾向で、就学後にサービス利用に至るケースもあり、ニーズは高く、新規事業所開設の意向もあることから利用増を見込んでいます。
- 保育所等訪問支援は、利用実績から月平均 1 人とします。
- 居宅訪問型児童発達支援は、利用実績及び利用相談がなく、圏域内に実施事業所もないことから 0 人とします。今後は、利用ニーズの把握に努め、必要に応じて提供体制の確保を検討します。
- 障害児相談支援は、障害児通所支援の利用ニーズが増加していることから、利用増を見込んでいます。実施事業所と連携し、障害児通所支援の利用希望に対し円滑な計画相談支援の実施とサービス利用につなげられるよう、提供体制の確保に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 障害福祉サービスの提供基盤の整備等に関する推進体制

本計画の推進にあたっては、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等の提供基盤の適切な整備と成果目標の達成に向けて、人吉球磨障がい者総合支援協議会を中心とする人吉球磨圏域のサービス提供事業者等の関係機関とのネットワークを活用し、地域のサービス基盤の充実を図ります。また、アンケート調査結果から導き出された、障害福祉サービス事業所等が抱える人材の確保等の課題に対しては、関係機関と連携し対応策を検討します。

併せて、効果的・総合的な障害者福祉施策の推進を図るため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の多様な分野との連携強化を推進します。

(2) 障がい者に対する虐待の防止及び権利擁護に関する考え方

「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律」（平成二十三年法律第七十九号）を踏まえ、引き続き、障がい者等に対する虐待の未然防止など、虐待防止に向けた取組を進めます。

また、令和5年度策定の人吉市成年後見制度利用促進計画に基づき、人吉市の成年後見制度の利用支援等に関する中核機関である「人吉球磨成年後見センター」を核として、制度への理解促進、安心して利用できる制度の運用及び地域連携ネットワークを構築し、障がい者の権利・利益の擁護に向けた取組を推進します。

(3) 障がいを理由とする差別解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成二十五年法律第六十五号）の施行に伴い、障がいを理由とする不利益な取り扱いをなくし、合理的配慮を行えるよう、人吉球磨障がい者総合支援協議会の部会として設置した障害者差別解消支援協議部会において、関係者による事例検討、情報共有、啓発活動等を通して障がい者等に対する理解を深める取組を推進します。

(4) 災害時における福祉避難所等の確保

令和2年7月豪雨災害において、多くの障がいのある方が一般の指定避難所に避難しましたが、避難所において、それぞれの障がい特性に応じた専門的な支援を実施することが困難なため、身体的、精神的に負担を感じていた方もおられました。

このことから、大規模災害にも対応した福祉避難所等の量的確保及び緊急時に必要な障害福祉サービス等を速やかに支給決定し利用できる体制の構築に努めます。

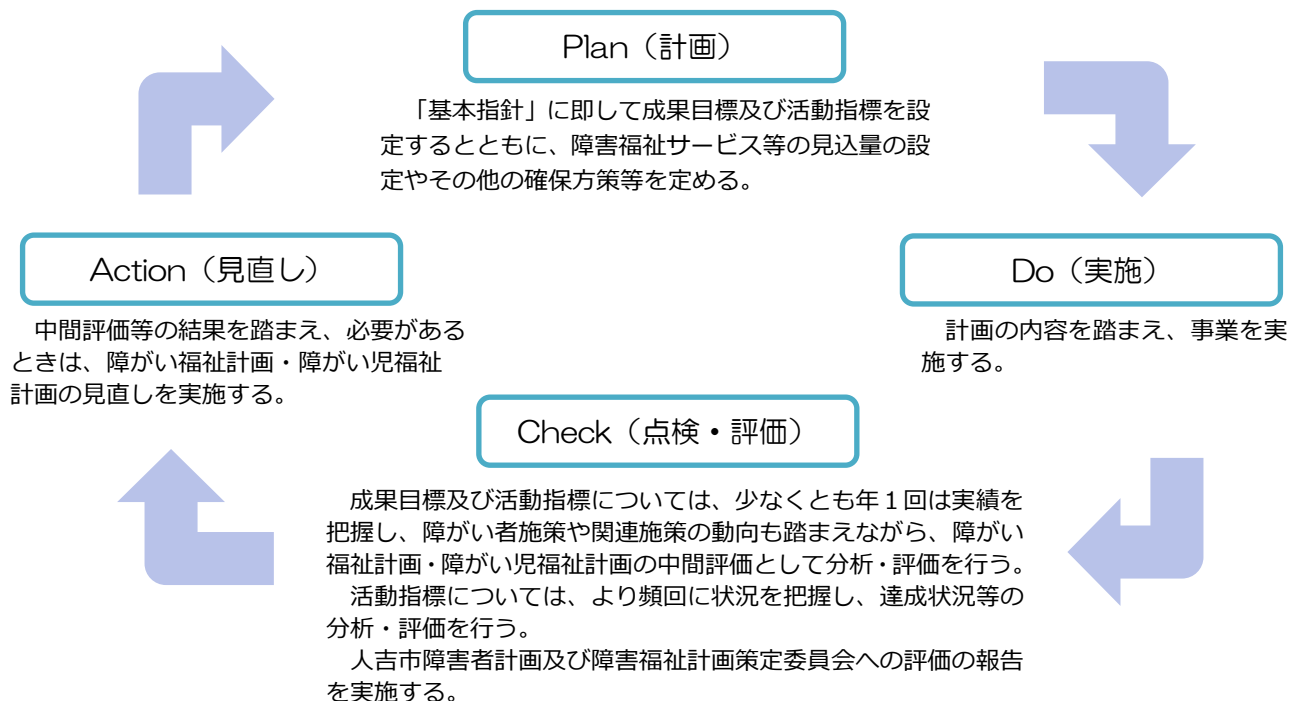
2 計画の進捗管理

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

本計画においては、定期的に成果目標等の達成状況やサービス利用量の現状把握を行い、人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会においてそれを報告し意見の聴取を行い、達成状況の分析・評価、改善策の検討を行います。

【障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

【基本指針】障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する必要量の見込みの提示



資料編

1 策定経過

年	月 日	事 項
令和5年	10月10日	第1回人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
	10月13日	市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等見込量中間報告
令和6年	12月20日	第2回人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
	1月10日	パブリックコメント募集（～1月22日）
	1月30日	第3回人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会
	2月20日	人吉市行政経営会議
	2月29日	市町村障害福祉計画における障害福祉サービス等見込量最終報告
	3月18日	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定

2 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会委員名簿

（敬称略）

氏 名	所 属	役 職	備 考
工藤 稔弘	相談支援センターうぐいす	主任相談支援専門員	委員長
永田 ミキ	人吉市保育園連盟	理事	副委員長
佐伯 優子	人吉球磨障害児親の会「くまっこくらぶ」	会長	
今坂 豪志	ひとよし手をつなぐ育成会	運営委員	
白坂 和彦	相談支援事業所けやき	主任相談支援専門員	
中村 朋美	地域生活支援センター翠	主任相談支援専門員	
瀧上 一博	人吉市小・中学校長会	代表	
岩坂 富貴	人吉市特別支援連携協議会	教諭	
木下 ルミ子	人吉市私立幼稚園連盟	教諭	
井上 幸典	人吉市町内会長連合会	副会長	
井手 桂子	人吉市民生委員児童委員協議会	理事	
興野 康也	人吉市医師会	医師	
内布 陽子	人吉商工会議所	主任	
東郷 ますえ	球磨公共職業安定所	所長	

3 人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会要項

平成 18 年 10 月 23 日

告示第 104 号

改正 平成 21 年 3 月 27 日告示第 30 号

平成 25 年 4 月 1 日告示第 40 号

平成 28 年 8 月 1 日告示第 96 号

(題名改称)

(趣旨)

第 1 条 この要項は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に規定する障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「支援法」という。)第 88 条に規定する障害福祉計画の策定について審議するため、人吉市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(平 25 告示 40・平 28 告示 96・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、人吉市障害者計画を策定するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害者計画についての基本構想に関すること。
- (2) 基本構想に基づく基本計画及び実施計画に関すること。
- (3) その他障害者計画策定上必要と認める事項に関すること。

2 委員会は、人吉市障害福祉計画を策定するため、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害福祉計画についての基本理念等に関すること。
- (2) 障害福祉サービス等の種類ごとの量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関すること。
- (3) 支援法第 77 条第 1 項及び第 3 項に規定する地域生活支援事業の実施に関する事項に関すること。
- (4) その他障害福祉計画策定上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げるもののうちから市長が任命又は委嘱した委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 障害者若しくは難病患者等又はその家族
- (2) 障害福祉サービス等提供事業者
- (3) 児童福祉・教育関係者
- (4) 社会福祉関係者
- (5) 医療・保健関係者
- (6) 雇用関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(平 25 告示 40・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、その職にあるために委員となった者は、その在職期間とする。

(会長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を統括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(平21告示30・一部改正)

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成21年告示第30号)

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第40号)

この要項は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年告示第96号)

この要項は、告示の日から施行する。

4 意見公募（パブリックコメント）

（１）意見公募の実施概要

- ① 募集期間 令和 6 年 1 月 9 日（火）から令和 6 年 1 月 22 日（月）まで
- ② 公表場所
 - ・ 本庁舎ロビー及び福祉課窓口、保健センター、カルチャーパレス
 - ・ 人吉市社会福祉協議会
 - ・ 各コミセン（中原コミセン、東西コミセン、東間コミセン、大畑コミセン）
※西瀬コミセンは休館中のため除く
 - ・ 市ホームページ
- ③ 募集方法
 - ・ 投函箱に投函（別添用紙と箱を設置）
 - ・ 電子メール（意見書の様式を市ホームページに掲載）
 - ・ Google フォーム
 - ・ 郵送、Fax、直接窓口を持参
- ④ 意見を提出できる人
 - ・ 本市の区域内に住所を有する人
 - ・ 本市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
 - ・ 本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する人
 - ・ 本市の区域内に存する学校に在学する人
 - ・ 本市に対し納税義務を有する人

（２）応募結果について

5 通 内訳：投函箱（本庁舎ロビー・保健センター・人吉市社会福祉協議会）各 1 通
電子メール 1 通
Google フォーム 1 通

(3) 意見の概要と対応について

通番 1 (1 通目)

枝番		ご意見等と対応									
1	ご意見等の概要	【箇所】 10 ページ 療育手帳所持者の状況 【内容】 療育手帳所持者が成人後も安定して地域生活を送れるような「環境の整備」とはどのようなことを指すか。									
	計画案への反映	取組の分野に関する記述へと記載を修正いたしました。 【修正内容】 ※下線は修正箇所を示します。 前：18 歳未満の手帳所持者が増加していることから、療育手帳所持者が成人後も安定して地域生活を送れるような環境の整備が課題となります。 後：18 歳未満の手帳所持者が増加していることから、療育手帳所持者が成人後も安定して地域生活を送れるよう、 <u>地域生活支援の充実や相談支援体制の強化等の取組は欠かせません。</u>									
2	ご意見等の概要	【箇所】 40 ページ （4）災害時における福祉避難所等の確保 【内容】 福祉避難所等の量的確保とは現在何箇所あり、前期計画からこの3年間で増加はあったか。									
	対応	【回答】 福祉避難所（受入対象者：高齢者や障がい者等）については、令和2年度から1施設増の7施設となっています。 <table><tr><td colspan="2">令和2年度 (障がい者計画策定年度)</td><td rowspan="2">➡</td><td colspan="2">令和5年度</td></tr><tr><td>6施設</td><td>24人収容想定</td><td>7施設</td><td>36人収容想定</td></tr></table>		令和2年度 (障がい者計画策定年度)		➡	令和5年度		6施設	24人収容想定	7施設
令和2年度 (障がい者計画策定年度)		➡	令和5年度								
6施設	24人収容想定		7施設	36人収容想定							

通番 2 (2 通目)

枝番	ご意見等と対応	
1	ご意見等の概要	【箇所】 37～38 ページ 巡回支援専門員整備事業について 【内容】 巡回支援専門員整備事業について追記してほしい。
	計画案への反映	36 ページに記載を追加いたしました。 【追加内容】 【参考】 巡回支援専門員整備事業について 地域生活支援事業の一つとして定められていた「巡回支援専門員整備事業」については、令和5年度に子ども家庭庁へ移管され、「地域障害児支援体制強化事業」として再編・統合されました。 事業は移管後も継続実施しており、人吉市保健センターに配置した巡回支援専門員が市内の保育園・認定こども園・幼稚園を巡回し、各園の保育士等や、保護者に対し、障がい気になる子どもへの親子教室の実施など、障がいの早期発見・早期対応のために必要な助言等の支援を引き続き行うこととします。

枝番	ご意見等と対応	
2	ご意見等の概要	【箇所】 37～38ページ 管内の現状に沿った療育支援体制について 【内容】 地域療育センターについて追記してほしい。
	計画案への反映	38 ページに記載を追加いたしました。 【追加内容】 ○障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制に関連して、療育相談員（※）の設置事業を継続し、身近な地域で相談、療育指導等が受けられる療育支援体制の充実を図ります。 ※療育相談員…委託により圏域共同で実施している人吉球磨圏域地域療育センター事業（令和 5 年度現在の事業名称）に位置付けられ、在宅障がい児等に対し療育に関する相談支援、各種福祉サービスの提供に係る援助、調整等を行い、圏域のネットワーク構築の中核を担う。

通番 3（3 通目）

枝番	ご意見等と対応	
1	ご意見等の概要	【箇所】 19ページ 基本理念 7 【内容】 障がい者の社会参加を支える取組の 1 つとして、人吉市の手話言語条例の制定についても記載していただきたい。
	計画案への反映	記載を修正いたしました。 【修正内容】 ※下線は修正箇所を示します。 前：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号）を踏まえ、関係者との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、当事者による ICT 活用等の促進を図ります。 後：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和四年法律第五十号） <u>並びに人吉市手話言語の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（令和五年四月一日施行）</u> を踏まえ、関係者との連携を図りつつ、障がい特性に <u>配慮した意思疎通支援や支援者の養成、当事者による ICT 活用等の促進</u> を図ります。

通番 4（4 通目）

枝番	ご意見等と対応	
1	ご意見等の概要	【箇所】 29ページ 共同生活援助（グループホーム）について 【内容】 数が不足しているので、増やしてほしい。
	対応	【回答】 第 7 期計画のグループホームの見込量を増加傾向で見込んでいることから、計画期間中に着実に必要量を確保できるよう取り組みます。

通番5（5通目）

枝番	ご意見等と対応	
1	ご意見等の概要	【箇所】 16ページ （4）における「住居・生活の場の確保」について 【内容】 人吉市は他の地域（熊本市・八代市など）と比べて家賃が高いように感じます。障害を持っても、独り暮らしへの不安を減らす取組に、滞在型訓練施設を作ってみてもいいかと思います。また、独り暮らしをするための練習施設のような、期間（1か月～1年程）を決めたシェアハウスがあると良いステップになるように思います。暮らすには、就業も外せないのも、職業体験に花の手入れの手伝いなどを体験プログラムとして就労支援を組み込んでも良いと思います。
	対応	ご意見として承りました。 今後の取組の参考とさせていただきます。
2	ご意見等の概要	【箇所】 12ページ 障害支援区分認定の状況 【内容】 障害支援区分という言葉の説明を入れていただきたい。
	計画案への反映	記載を修正及び追加いたしました。 【修正内容】 ※下線は修正箇所を示します。 前：障害支援区分認定者の推移をみると、210人～230人で推移しています。 後：<u>障害支援区分（※）の認定者の推移をみると</u>、210人～230人で推移しています。 【追加内容】 ※障害支援区分…障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すものとして主務省令で定める区分（障害者総合支援法第四条第4項「定義」）。 市町村は、障害支援区分の認定を要する支給申請があったときは、障がい者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者からなる市町村審査会の審査及び判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。
3	ご意見等の概要	【箇所】 25ページ 発達障がい者等に対する支援について 【内容】 大人が学び適切な声掛けやサポートを学べるペアレントトレーニングを計画に組まれていることは、とても良いことだと思う。自分自身はペアレントトレーニングという形での研修受講経験はないが、発達障害当事者でグレーゾーンの子の保護者だった経験を役立てられる機会があれば協力させていただきたいと思う。
	対応	ご意見として承りました。 今後の取組の参考とさせていただきます。

第 7 期人吉市障がい福祉計画
第 3 期人吉市障がい児福祉計画
(令和 6 年度～令和 8 年度)

計画決定／令和 6 年 3 月

発 行／人吉市 健康福祉部 福祉課

〒868-8601 熊本県人吉市西間下町 7 番地 1

TEL: 0966-22-2111 (代) (内線: 1244)

FAX: 0966-24-5005

E-MAIL: fukushi@hitoyoshi.kumamoto.jp
